

企画競争説明書

業務名称：ヨルダン国ASEZ都市開発マスタープラン更新プロジェクト

調達管理番号： 22a00181

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年6月1日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年6月1日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ヨルダン国ASEZ都市開発マスタープラン更新プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定)：2022年7月 ～ 2024年8月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の17%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の17%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の6%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp、

担当者メールアドレス：Hagiwara.Yoko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ 第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年6月8日 12時
2	質問への回答	2022年6月13日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年6月17日 12時
5	プレゼンテーション	2022年6月22日 14時～16時
6	評価結果の通知日	2022年6月30日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

(2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の

者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・ 第3章 2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

1) 提出期限：上記4.（3）日程参照

2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口

（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当メールアドレス）

3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

上記4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記4.（3）日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納 ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書は GIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付 ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先： e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」
技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ヨルダン国ASEZ都市開発マスタープラン更新プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ヨルダンの首都アンマンの約350km南に位置するアカバは27kmに渡るサウジアラビア及びイスラエルとの国境にはさまれた当国唯一の海岸線を有し、紅海と内陸をつなぐ戦略的に重要な場所として古来より地域の交易や交通の要所としての役割を担ってきた。

アカバは当国及び周辺地域の貿易と物流のゲートウェイとしての機能に加えて、国の経済をけん引する重工業の拠点であり、またペトラ遺跡、ワディラムと黄金の三角地帯（Golden Triangle）として当国の観光開発の一翼を担っている。

また、サウジアラビアとイスラエル、エジプトを結ぶ海上交通の要所であるため、アカバは人口約20万人ながら、ヨルダンにおいて唯一海に接する特徴的な都市であり、国の安定的な成長と地域の安定のために重要な役割を担っている都市である。ヨルダン政府は2000年にアカバ経済特区法を制定し、同法に基づき2001年に設立されたアカバ経済特区庁（ASEZA）は、2004年に設立され公有資産の保有と開発実施機関の役割を担うアカバ開発公社（ADC）と連携してアカバ経済特区（ASEZ）の計画策定及び開発を推進してきた。同法により、ASEZAはASEZ地域の開発を一元的に担う独立した行政組織となり、首相へ直接報告を行う機関として大きな権限が与えられ、経済特区開発の財政運営の責任と、ASEZ内の行政サービスの提供、都市計画の策定、公共インフラの整備を含む自治体業務を担っている。

ASEZAは設立と同時に2020年を目標年次としたマスタープランを策定し、同マスタープランを基本方針として、都市開発や産業開発のため多額の投資のコミットメントを取り付け地域の開発を促進してきた。人工的に建造された17kmに及ぶ海岸線を含む商業・住居複合施設の大規模開発や観光施設整備、港湾・空港の拡張等の同地域の経済活動の活性化や都市の魅力向上に向けた取り組みが実施されてきている。同地域への投資は、観光セクターが最も大きな投資先であったが、同分野は近年の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を大きく受けており困難な状況に直面している。

マスタープランは2011年に更新する必要があるため、そのためASEZAにより現地のコンサルタントが雇用されたが、十分な状況把握と課題分析なしに土地利用計画等が提案されたため、ASEZ内にてマスタープランの更新の承認には至らなかった。そのため、2021年以降有効なマスタープランがなく、近年ASEZには2地区が追加されることが決定されたが、新たな地区の開発方針を含むASEZ全域の包括的な計画もまだ策定され

ていない。

これらに加えて、気候変動や持続可能な開発目標（SDGs）への対応、脱炭素社会の構築、等を含む地球規模課題への取組み、デジタルトランスフォーメーションの重要性が増す中で、ASEZAでは管轄する全域の将来ビジョンや戦略を指し示すためマスタープランの策定がASEZAにおいて喫緊の課題とされている。現地の情報・データ把握と分析に基づく根拠のある開発計画を、住民や企業を含むまちづくりの関係者の参画促進を行いつつ、地球規模課題への取組み方針を含むマスタープランとする更新への期待から、日本政府にその支援を要請され、実施されるものである。

第3条 プロジェクトの概要

（1）プロジェクトの目的

1）上位目標

持続可能で競争力のある都市にむけて ASEZ マスタープランに基づく ASEZ の開発が進展する

2）目的

ASEZ 都市開発マスタープランがレビューされ更新される。

（2）実施期間

プロジェクト開始から約 24 か月

（3）対象地域

ASEZ の全域約 651.5km²

（うち、当初からの ASEZ エリア 375km²、新たに追加された Wadi Araba 87km²、6 つの飛地エリア 189.5km²）

（4）実施機関

アカバ経済特区庁（ASEZA）及びアカバ開発公社（ADC）

第4条 業務の目的

本事業は、アカバ経済特別区（ASEZ）において、都市開発マスタープランを更新・作成することにより、アカバの経済社会開発に寄与することを目的とするもの。

第5条 業務の範囲

本業務は、2022年5月24日に合意された R/D に基づき実施されるものである。コンサルタントは「第4条 業務の目的」を達成するために「第6条 実施方針及び留意点」及び「第7条 業務の内容」に示す業務を実施し、業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 早期着手への強い要望

ヨルダン政府内において、2000年に制定されたASEZの前回マスタープランは2020年で期限を迎え、現在上位計画として参照すべきマスタープランがないことは重要な課題と認識されており、可及的速やかなマスタープラン更新作業への着手が強く要望されている。現時点では本格調査の調査団が現地入りして開始できるのは最速で2022年8月をターゲットとしてJICA、ASEZA、ADCで準備を進めてきており、受注者は特段の理由がある場合を除き、可能な範囲で8月中の渡航による本格調査の着手に努めることが期待されている。なお、参考資料としてR/Dに添付されているASEZAがドラフトしたTOR案には6か月の調査期間でのマスタープランの策定と書かれている。詳細計画策定調査等を通じて本格調査の「早期着手」が重要であり、調査期間はR/Dにある24か月を目安として、十分な情報収集・分析に基づく根拠のある提案に基づくマスタープランの更新とすること、更新作業はカウンターパート機関と協働を進めることを重視しながら実施すること、が重要であることを双方確認している。

(2) ASEZの概要とASEZA

ASEZの開発については特に海洋環境を保護しつつビジネスハブ、観光分野の開発を通じて国の成長を牽引しつつ、生活の質(Quality of Life)の改善、持続可能な開発を模索することがThe Royal Visionとして掲げられ、ヨルダン国王も強い関心を有しているといわれている。また、ASEZAは投資誘致のワンストップ窓口として機能しており、Marsa Zayed、Ayla、Saraya、Al-Matal、といった地域で住宅・商業を含む複合施設の大規模開発計画の投資誘致や実際の開発が進展している(概要は参考資料09等を参照)。

ASEZAは背景に記載のとおり2001年にASEZA法に基づき設立され、ASEZの計画策定や開発を担い、同地域において他地域に適用される国内法とは別に適用される法令を制定できる規制機関及び徴税や行政サービスの提供を含む地方自治体の業務も行う組織となっている。ASEZAの長官は閣議や首相へ直接報告を行う権限を有し、過去のASEZA長官は後の首相になる等、ヨルダン政府内においても大きな影響力を持っている。ASEZの行政は、ヨルダンの他地域では必要となるセクター省庁間との調整等がなくASEZA内の調整による迅速な意思決定が可能となっている。環境社会配慮についても、参考資料20にあるとおり、ヨルダンの国内法とは別にASEZA法に基づいてASEZAが定めたルールが適用されている。

ASEZAは同地域の開発における主要な関係公社であるADCと連携してASEZの開発に当たっており、港湾や空港等の資産はADCが保有し運営している。ASEZAとADCは事業計画や実施状況、GISデータ等を共有し、一体的にASEZの計画策定・事業実施を行っている。

ASEZは当初から経済特区として指定された375km²の他に近年対象範囲が追加されており、651.5km²が今次マスタープラン更新時の対象範囲となっている。

(3) マスタープラン更新にかかる動きと現状

ASEZA は、2000 年に制定された前回マスタープランについて、2011 年に現地コンサルタントである Amman Institute に発注し更新のための調査を行った。途中段階のレポートが参考資料 04 にあるが、同調査は根拠に基づく提案となっていなかったため関係部署等との調整が十分に進まず最終的にマスタープランとしては承認されていない。他方で、ASEZA 内では、都市の最新状況を把握する良い資料となり、この調査結果を基に一部土地利用計画が変更されたことから 2011 年の調査を肯定的に見ている意見と、マスタープラン更新に至らなかったため否定的な見方を示す意見が混在している。

その後 ASEZA は 2020 年頃を目途に ADC とマスタープラン更新に向けた調査発注を検討し、R/D に参考資料として添付されている TOR 案を検討しており、他国のコンサルタントを活用して産業開発の方向性を検討し（参考資料 06）土地利用のレビューを行う（参考資料 07）等今後の ASEZ の開発の方向性について検討が進められてきている。マスタープラン更新時にはこれらの検討を踏まえ課題分析等を行う。

（４）都市の現況把握と分析

本事業では、ASEZ における人口規模や交通渋滞がそこまで深刻な問題となっていないことから他の JICA の都市開発マスタープラン等で実施している大規模な交通調査や世帯訪問調査の実施は想定しない。ヨルダン政府発行の統計データや ASEZA、ADC が提供可能なデータ、その他公開されている行政統計・データ等を基に状況把握と課題分析を進める。これに加えて、ビックデータやオープンデータ、等を用いた補足的な調査等により調査の質の向上が望める提案がある場合は提案すること。ASEZA は ADC 等と情報共有しながら GIS データを更新しており、新たに追加されたエリアの情報がどの程度含まれているかは定かでないものの、当初から ASEZ エリアの港湾、道路、上下水道、排水等の施設・管路の配置、住宅等の建造物の配置等の情報が含まれている。調査開始時に申請することで同データが ASEZA から調査団に提供される予定となっている。

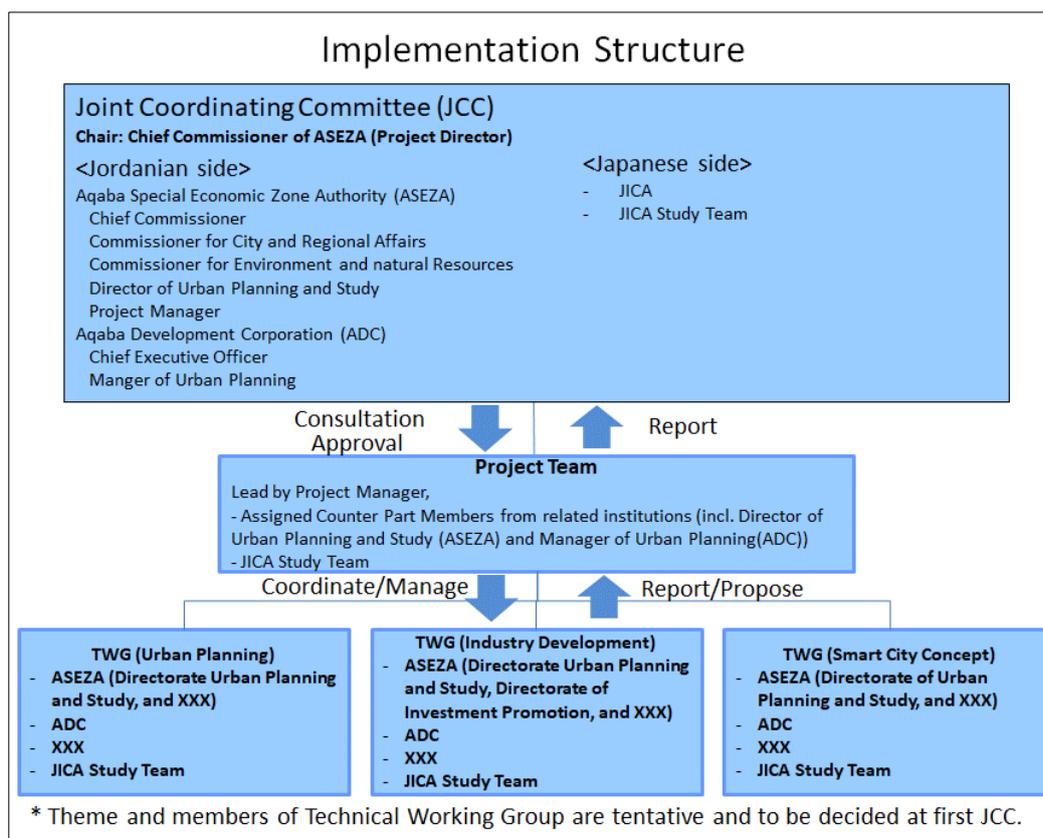
ASEZA 及び ADC からは、調査開始後にデータを提供するとしているが、十分なデータが速やかに提供されない場合や、ASEZA、ADC が保有するデータが現況把握及び分析を行う上で不十分である場合には、必要となる検討プロセス（期間）と人月を追加し契約変更することとする。

（５）実施体制、カウンターパート配置について

本事業の実施体制は、詳細計画策定調査時に下表の通り確認しており、JCC の議長は ASEZA 長官が務め、JCC にはヨルダン側からは ASEZA 長官、都市・地域局長、環境・自然資源局長、都市計画・調査部長、プロジェクトマネージャー、ADC の総裁（CEO）、都市計画部門長がメンバーとなっている。マスタープランに関連するユーティリティ機関は多くが ASEZA/ADC 傘下の公社であり、マスタープランで定める将来的なビジョンや政策の部分は ASEZA/ADC が担い、各機関は策定プロセスの必要なタイミングで JCC に招集し参加させることが可能とされている。

カウンターパートは、詳細計画策定調査において配付資料 05 の通りテクニカルコミッティメンバーとして JICA 側に通知があったが、マスタープランにおいて観光を含む産業開発、投資促進、インフラ・物流、洪水管理等も重視されているため、こ

これらの分野のカウンターパート配置の必要性について確認しており、本調査開始までに追加される可能性がある。



(6) ASEZA の自主性の確保について

本事業は、今後 20 年間の ASEZ 地域の開発ビジョンや戦略を示す、長期計画である都市開発マスタープランを策定するものである。マスタープラン策定にあたっては、単に日本側の調査団のみで策定するのではなく、ASEZA、ADC 等から配置されるカウンターパートと緊密にコミュニケーションを図る。また、計画策定手法や計画策定における留意事項等について技術移転を図りながら、事業を進める。カウンターパートと日本側の調査団にてプロジェクトチームを編成し、同チームが各レポートのドラフトを策定し、JCC により審議され、承認を得ることが想定されている。最終報告書（ファイナルレポート）は、ASEZA の役員会（Board of Commissioners）にて承認される。

(7) 関係部局、民間企業、市民の巻き込み

これまでのマスタープラン策定や都市開発事業の実施において住民参加や民間・市民との調整といった手続きはあまり取られてきていない。今次調査においてはマスタープラン更新を行うことから、その計画が与える範囲並びに影響を把握するための戦略的環境アセスメント（SEA）の実施が必要でありその一環でステークホルダー会合が必要である可能性がある。カウンターパート機関もステークホルダー会合を開催し民間や市民との意見交換を踏まえたマスタープラン更新を行うこととしている。ステークホルダー会合は開発代替シナリオの検討時と、ドラフトファイナルレポート検討時の 2 回を想定しているが、インセプションレポート検討時にカウンターパート側から実施したい意向が示される可能性もあり、その場合には 3 回の実

施を検討する。見積もりについては2回分計上し、3回目が必要となった場合は状況に応じて契約変更等を行うこととする。

また、2011年のマスタープラン更新検討時に関係部局との調整や意見調整が十分にされずに最終化されなかった経緯も踏まえ、ASEZA内の関係部局の巻き込みも積極的に行う。

(8) 他ドナー・事業との連携可能性

欧州復興開発銀行（EBRD）がGreen City Initiativeとしてバス供与等を検討しており、JICAでは別途案件形成中のAIエコシステム促進プロジェクトにおいてアカバ地域がAI技術利活用の実証事業の対象サイトとなる可能性がある。その場合には本事業と更なる事業との具体的な連携の可能性を検討することでカウンターパート機関とも協議を行っている。本事業実施後、これに限らず他ドナーや他事業との連携による相乗効果等により事業の質の向上や効果の拡大が見込める場合には積極的に情報収集を行う。

第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポート（案）の事前説明・協議

既存の関連資料・情報・データを整理し、業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。それらを踏まえ、インセプションレポート（案）を作成し、内容に関しJICAに説明・協議し、承認を得る。

(2) インセプションレポートにかかる協議

現地にてカウンターパート機関に対しインセプションレポート案を説明・協議し、第1回JCCを開催し、同内容として調査工程、内容等の確認を得る。その際、カウンターパートの配置・実施体制等カウンターパート側の体制や情報提供の手続き等について確認する。

(3) ASEZの現況及び課題の分析

- 1) ASEZの現況分析を行う。都市化の動向、土地利用、空間計画プロセスと土地の開発管理、投資・産業開発の動向、インフラ及びユーティリティ整備と維持管理状況、自然環境保護、港湾移転、貿易・物流の動向、社会経済状況、社会的包摂性等を含むものとする。ADCのカウンターパートからは住みやすい都市を指すリバブルシティ（Livable City）への関心が高く、R/D内にも記載のある「quality of life, sustainability, productivity and employment, social inclusion, infrastructure」の項目でのLivability and Prosperity Indexで他都市や指標の比較をすることも分析に含めるよう要望を受けており、以下のUN-Habitatの「MEASUREMENT OF CITY PROSPERITY Methodology and Metadata (<https://unhabitat.org/sites/default/files/2019/02/CPI-METADATA.2016.pdf>)」等も参考に、現地でこれらの分析に必要なデータが入手可能か確認し、可能であれば検討に取り入れる。
- 2) 前回のマスタープランを含む既往の開発政策、計画のレビューと課題分析、更新すべきポイントの整理を行う。
- 3) 都市開発にかかる関連法令、ガイドライン等のレビューと課題分析、更新す

べきポイントの整理を行う。

- 4) 計画・実施中の政府・民間・ドナー支援のプロジェクトの進捗把握と概要のレビューを行う。
- 5) 他国を含む都市開発分野一般における脱炭素、デジタルトランスフォーメーション（DX）、気候変動、包摂性等の地球規模課題の世界的な動向を確認し、ASEZでの適用や導入について検討する。

（４）都市開発のビジョン・戦略案の策定

上記の都市開発状況の進展レビューや課題の分析を踏まえ、ASEZのビジョン・戦略の更新について検討する。

- 1) ASEZの将来開発ビジョン（案）の策定
- 2) 開発ビジョンの実現と都市開発の進展のための基本戦略（案）の策定
- 3) 社会経済フレームワークの設定（人口動態・予測、経済動向・予測等）
- 4) 開発代替シナリオの作成及びステークホルダー協議等の開催支援を通じた意見聴取結果や環境社会配慮における影響予測も含めた代替案の評価

（５）戦略的環境アセスメント（SEA）の実施

SEAの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP（Policy, Plan, Program）レベルの環境アセスメント））に基づいた計画・代替案の比較検討を行う。具体的には、政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにし、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。主な調査項目（案）は以下の通り。

- 1) 政策、計画等の目的・目標の検討
- 2) 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- 3) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
- 4) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- 5) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- 6) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認、①環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準 等、②「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離の有無（乖離が有る場合は乖離を埋めるためのプロジェクトでの対応方法（案）の提案）、③関係機関の概要
- 7) 影響の予測
- 8) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討（PPP レベル）
- 9) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 10) モニタリング方法の検討
- 11) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法、内容等）

（６）土地利用計画とゾーン開発基本構想の策定

- 1) 土地利用計画の更新

現状の都市空間構造と都市の拡張の方向や産業開発の動向等をレビューし、将

来土地利用計画を更新する。

2) 主要ゾーンの開発基本構想案の策定

開発基本構想は、前回マスタープランにおいても記載され、主要なゾーンの基本的な開発の方向性と優先事項を示すものである。以下のようなゾーンで策定されることが想定されているが、更新されるマスタープランにおける主要ゾーンの対象は調査の過程でカウンターパートとも協議・確認しながら決定する。①～④はこれまでにASEZA等でも検討されてきておりそれをレビューし更新の提案を行うもの、⑤、⑥は新たにASEZに追加されたエリアとなるため、新たな開発基本構想の提案を行う必要がある。

- ① Aqaba Town
- ② Coastal Zone
- ③ Southern Industrial Zone
- ④ Airport Industrial Zone
- ⑤ Wadi Araba Zone
- ⑥ 6 added industrial Zone

3) スマートシティコンセプトの検討

ASEZにおけるスマートシティの実現にむけたコンセプトやアプローチについて、ヨルダン国内や周辺国でのスマートシティにむけた計画や取組み、関連法令等に関する情報収集を行い、今後ASEZにおいてどのようなスマートシティを目指すのが望ましいか、どういった分野や課題への対応として優先的にスマート化を検討するか等関係者間で意見交換を行いつつ、ビジョンやコンセプトの案を検討する。

可能な限り民間に加え、研究所や大学等の研究機関の巻き込みを模索した上で、コンセプト策定後の具現化に向けた実施体制やパイロットプロジェクトの候補案の検討、市民や民間企業の巻き込み方法、必要となる法制度の改正等についてロードマップ案を描き、関係者と協議を行う。

4) アーバンデザインガイドラインの検討

カウンターパート機関がドラフトしたTORにてアーバンデザインガイドライン／マニュアルの策定が検討されており、対象エリアによって変わるものの、建築物の色、デザイン、高さに関して街並みの統一や景観の改善に向けて検討してほしいと要望を受けている。根拠をもった高さ制限やデザイン制限を課すルール設定は行わず、推奨される色、デザイン、高さの参考としての事例・モデルを紹介し建築物の色、デザイン、高さを誘導する資料としてデザインリファレンス(案)を作成する。

また、マスタープラン策定後に行政が指導や規制を行うために拘束力を持つデザインのガイドライン／マニュアルを別途設定する場合に必要な手順について整理する。法体系の改善、現地の特徴的な意匠に関する情報収集、土地・建築物の所有者への説明・意見聴取等のデザインガイドライン／マニュアルを策定するために必要と思われる作業項目やその手順を整理する。

(7) 主要セクター開発戦略のレビューと更新

以下の主要セクターの既存の開発計画や戦略を確認・レビューし、マスタープラン更新にあわせて開発戦略(案)を更新する。

- 1) 都市交通・物流
 - ① 道路ネットワーク
 - ② マルチモーダル輸送網
 - ③ 自転車道と歩道ネットワーク(必要に応じて)
- 2) 洪水リスク管理
 - ① 雨排水ネットワーク
 - ② ハザードマップ
- 3) 環境管理
 - ① 沿岸域管理
- 4) 産業開発
 - ① 成長シナリオ
 - ② 観光開発
 - ③ 農業・漁業開発
 - ④ 工業ゾーン開発
 - ⑤ 商業開発と雇用

(8) 優先事業と実施戦略の提言

更新されるマスタープランのビジョン・戦略を実現するために重要となる優先事業を選定し、概要や実施上の留意点等を提言する。また、これらを着実に実施していくための戦略として、実務上の実施体制、実施促進・モニタリングのためのメカニズム、投資・予算の確保にむけた戦略、評価・モニタリング、等必要な実施戦略を提案する。

(9) カウンターパートの能力強化

本調査の実施の各段階においてカウンターパートとして配置されるチームメンバーとは情報共有を図り、マスタープラン更新の検討作業にOJTとして関わることで能力強化につながるよう留意する。また、重要なテーマや有益と思われるトピック等に関してカウンターパートや関連機関も含めたセミナー・勉強会等を適宜開催する。

課題別研修への参加について、事務所と調整の上、カウンターパートを候補者として推薦する(2022年度はヨルダンから都市計画総合、都市交通総合のコースに参加予定)。

新型コロナウイルスの影響もあり確実に実施できるとも限らないため、カウンターパートとの関係では国別研修の実施はまだ明言・明記していないが、本事業では、暫定的に2023年度に1回、10名程度、約2週間の関係機関の職員を対象とした本邦研修を実施することを想定している。

業務従事者は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2022年4月)」に則り、「実施業務」の研修内容・日程・講師等との調整、研修員の人選、謝金支払い等、研修実施前から終了後までのフォローを行う。なお、当該業務に係る経費に関しても、同ガイドラインを参照し、見積もりに含めること。

第8条 報告書等

次の報告書を作成しJICAに提出する。各報告書のカウンターパート機関への説明、協議に際しては、事前に報告書(案)を作成しJICAに提出及び説明のうえ、その内容について了承を得るものとする。その際、各レポートの内容に修正が生じた場合は速やかに対応を図ったうえで、カウンターパート機関へ提出及び説明を行うものとする。インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフトファ

イナルレポート1、ドラフトファイナルレポート2についてはカウンターパート機関への説明及び協議を行った後、JCCへの説明を行い、提出する。なお、本契約における最終報告書は、ファイナルレポートとし、提出期限は2024年8月30日とする。

(1) 報告書

1) インセプションレポート (IC/R)

記載事項：業務実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程、等

提出時期：業務開始後30日以内

部 数：英文15部（うち、カウンターパートへ10部）、和文5部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

2) プログレスレポート (PR/R)

記載事項：調査進捗、都市開発の現状・課題、関連法・計画等の調査結果

提出時期：業務開始後8カ月を目途

部 数：英文15部（うち、カウンターパートへ10部）、和文5部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

3) インテリムレポート (ITR)

記載事項：中間成果

提出時期：業務開始後14カ月を目途

部 数：英文15部（うち、カウンターパートへ10部）、和文5部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

4) ドラフトファイナルレポート1 (DFR1)

記載事項：全体成果

提出時期：業務開始後18カ月を目途

部 数：英文15部（うち、カウンターパートへ10部）、和文5部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

5) ドラフトファイナルレポート2 (DFR2)

記載事項：DFR1にパブリックヒアリング及びJCCのコメント対応を行ったもの

提出時期：業務開始後21カ月を目途

部 数：英文15部（うち、カウンターパートへ10部）、和文5部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

6) ファイナルレポート (FR)、各計画図一式（データ含む）

記載事項：全体成果

提出時期：業務開始後24カ月を目途

部 数：英文25部、英文要約25部（うちカウンターパート機関へ各20部）、和文5部（すべて製本）

電子データ：CD-R 5部（うちカウンターパートへ2部）

インセプションレポートを除く各中間段階のレポート及びファイナルレポートの和文の巻頭には10ページ程度にとりまとめた要約を含めることとする。また、中間段階及びファイナルレポート提出時及び調査中の必要とされたタイミングで、カウンターパート機関からGISデータの共有、土地利用計画案等のA2サイズでの出力した

ものの提出等が要望された場合には、調査工程等に支障等がない限り柔軟に対応する。

なお、カウンターパート機関及び関係機関との円滑な協議やワークショップの実施を進めるため、必要に応じて、プレゼン資料や概要版を作成すること。各種配布資料の作成に必要な費用については、本見積もりに含めるものとする。

(2) その他の提出物

1) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議に係る議事録(M/M)を策定し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等、をとりまとめ、10日程度のうちにJICAに提出すること。JICAヨルダン事務所におけるミーティングについても、同様とする。

2) 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10営業日以内

部 数：和文1部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

3) 調査活動業務報告書

発注者の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月5日までに発注者に提出する。

4) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、発注者の求める様式による収集資料リストを添付のうえ、発注者に提出する。

5) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（調査対象サイト、既存施設及び周辺の状態、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地你的生活状況又はボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権については発注者に帰属するものとし、広報用素材として発注者の各種媒体への活用が想定している。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：CD-R 1枚（デジタル画像50枚程度／jpegファイル形式）

6) 調査用資機材等取得明細表

JICA様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時（取得のあった年度の業務完了時）に発注者に提出する。

7) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期限内に発注者に提出する。

記載事項：

① ファイナルレポートの概要

- ② 活動内容（調査）
 - ・ 調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 活動内容（技術移転）
 - ・ 現地セミナー・研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、現地活動体制等）
- ⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑥ 提案した計画の具体化に向けての提言
- ⑦ 添付資料
 - ・ 業務フローチャート
 - ・ 業務人月表
 - ・ 調査用資機材等取得明細表（引渡リスト含む）
 - ・ 会議記録等
 - ・ 収集資料リスト
 - ・ その他調査活動実績

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：和文3部（簡易製本）及び電子データ

8) その他

上記の提出物のほかに、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(3) 報告書等の仕様

インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフトファイナルレポートは原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	人口20万人の都市で居住地が比較的集中しているASEZにおける効率的・効果的な都市開発の現況・課題把握のための調査方法	12ページ 第7条 業務の内容 (3) ASEZの現況及び課題の分析
2	アカバを取り巻く環境の現況並びにリスク要因として考えられること	12ページ 第7条 業務の内容 (3) ASEZの現況及び課題の分析
3	既存の戦略・計画をもとにマスタープランを更新していく上での留意点や考えられる工夫、現地調査の効率的な実施に貢献できるようなアプローチ・技術について	12ページ 第7条 業務の内容 (3) ASEZの現況及び課題の分析
4	マスタープラン更新にカウンターパート及び市民・企業の十分な参画を得ながら進めるための計画手法や調査工程の工夫	12～15ページ 第7条 業務の内容 (2) インセプションレポートにかかる協議 ～(9) カウンターパートの能力強化
5	スマートシティコンセプト検討にむけた調査手法・工程の工夫	14ページ (6) 土地利用計画とゾーン開発基本構想の策定 3) スマートシティコンセプトの検討
6	カウンターパートへの能力強化において想定される主な技術移転テーマと方法	15ページ 第7条 (9) カウンターパートの能力強化
7	本邦研修の主要テーマ、講義・視察内容を含む日程・カリキュラム案	15ページ 第7条 (9) カウンターパートの能力強化

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：都市・地域開発にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／都市計画／スマートシティ
- 空間計画／土地利用計画
- 産業開発／観光開発

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 15.00 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市計画／スマートシティ）】

- ① 類似業務経験の分野：都市計画・都市開発にかかる各種業務及びスマートシティの関連業務
- ② 対象国及び類似地域：ヨルダン 国及び 全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：空間計画／土地利用計画】

- ① 類似業務経験の分野：都市・地域開発にかかる空間計画・土地利用計画の関連業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：産業開発／観光開発】

- ① 類似業務経験の分野：都市・地域開発に関連する産業開発・観光開発分野の業務
- ② 対象国及び類似地域：ヨルダン 国及び 全途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年7月に業務を開始し、8月に現地に渡航しRDに基づくプロジェクト開始とし、8か月後（2023年4月）にプログレスレポートを、14か月後（2023年10月）にインテリムレポートを、18か月後（2024年2月）にドラフトファイナルレポート1を、21か月後（2024年5月）にドラフトファイナルレポート2を、24か月後（2024年8月30日）にファイナルレポートを提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 33.50 人月（現地27.50人月、国内6.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／都市計画／スマートシティ（2号）
- ② 空間計画／土地利用計画（3号）
- ③ 産業開発／観光開発（3号）
- ④ 社会経済フレームワーク／投資計画
- ⑤ 交通・物流
- ⑥ 洪水管理／気候変動
- ⑦ 環境社会配慮／SEA／環境管理
- ⑧ 建築／景観デザイン

3) 渡航回数を目途 全24回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 戦略的環境アセスメント（SEA）や関連する環境社会配慮の調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

01. 要請書
02. ヨルダン国貿易振興・投資促進にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート
03. ASEZA Master Plan 2001-2020
04. DRAFT ASEZ Master Plan 2010-2030, Amman Institute, Feb 2011
05. Letter From ASEZA on JCC(Steering Committee) Member and Counterpart Staff (Technical Committee)
06. ASEZ findings: analysis of current state, Boston Consulting Group, October 2020
07. Aqaba Masterplan -Technical Commentary-, Buro Happold, December 2020
08. ASEZ Land use comprehensive master plan update project 2022-2042
(2021年11月のコンタクトミッション時のASEZA発表資料)
09. YOUR GATEWAY TO THE WORLD (2021年11月のコンタクトミッション時のASEZA発表資料)
10. ASEZ 管轄エリア図（追加されたエリアを含む）
11. Airport Industrial Area Parcel Planning Study and Site-Specific Design Criteria, 2001
12. AQABA Landscape Strategy, Stage One Final Report, 2003
13. A Strategic Plan for Aqaba Tourism
14. North Business Development Plan
15. South Industrial Zone Master Plan
16. Aqaba Special Economic Zone Authority Terms of Reference (TOR)
SECTION (B) ASEZ Master Plan Update (draft)
17. Minutes of Meetings on Contact Mission, December 2 2022
18. Minutes of Meetings on Detailed Planning Survey Mission, May 11 2022
19. Record of Discussion, May 24 2022
20. 環境社会配慮情報公開用資料（案）

2) 公開資料

- UNDP Aqaba Risk Assessment Profile, July 2011
https://www.arabstates.undp.org/content/dam/jordan/docs/Publications/DRR/JO_UNDP_aqabasraeisei1.pdf
- Jordan Environmental and Social Systems Assessment Final, World Bank, May 2021
https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&cad=rja&uact=8&ved=2ahUKEwj_m_zC89v3AhVsqIYBHaYgDAKQFnoECAsQAQ&url=https%3A%2F%2Fdocuments1.worldbank.org%2Fcurated%2Fen%2F651191621406378464%2Fpdf%2FFinal-Environmental-and-

[Social-Systems-Assessment-ESSA-Jordan-Inclusive-Transparent-and-Climate-Responsive-Investments-Program-For-Results-P175662.pdf&usg=AOvVaw3NHwEMYBC1iDj1Tq1iU0vn](https://portal.jordan.gov.jo/wps/wcm/connect/a066d9004b9513e9956ab7845c4fc44a/ASEZA_Guidlines_The_Aqaba_Special_Economic_Zone_Law_EN_031603.pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=ROOTWORKSPACE-a066d9004b9513e9956ab7845c4fc44a-h-JyJw1)

- Law No. (32) for the Year 2000、The Aqaba Special Economic Zone Law Regulation No. (21) for the Year 2001
https://portal.jordan.gov.jo/wps/wcm/connect/a066d9004b9513e9956ab7845c4fc44a/ASEZA_Guidlines_The_Aqaba_Special_Economic_Zone_Law_EN_031603.pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=ROOTWORKSPACE-a066d9004b9513e9956ab7845c4fc44a-h-JyJw1
- Regulation for the Protection of the Environment in the Aqaba Special Economic Zone Issued in Accordance with Articles (52) and (56) of the Aqaba Special Economic Zone Law No. (32) for the Year 2000
http://www.vertic.org/media/National%20Legislation/Jordan/JO_Regulation_21_Protection_Environment.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄アラビア語）	無（カウンターパートは英語でのコミュニケーションが可能）
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有

(6) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAヨルダン事務所、在ヨルダン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

4.見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（以下に記載の経費）
 - 本邦研修／招へいに係る経費
 - 本邦研修／招へいに係る国内再委託に係る経費

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
該当なし

（4）外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

5. その他留意事項

- 1) ヨルダン国内における宿泊については、実費精算としますが、見積積算上の宿泊料は、基準額（上限）を用いてください。

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	0	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市計画／スマートシティ</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>空間計画／土地利用計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>産業開発／観光開発</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 上記4.（3）日程参照

（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

（1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

（2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

① Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

② 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上